

SHIKOKU TOKUSHIMA MINNA CITY
美馬市に定住いただいた皆様に

奨学金返還金の一部を助成します！

美馬市奨学金返還支援補助金のご案内

若者の修学の機会の均等と定住促進を図ることを目的として、美馬市内の若者が高校・大学等の在学中に借り入れた奨学金等の返還の一部について、美馬市奨学金返還支援補助金を交付します。

奨学金返還
「3分の1」補助

※1,000円未満の端数は切り捨て

補助額

奨学金等の年間返還金額の
3分の1
上限年間
10万円

美馬市介護看護
人材就労・
定住促進助成金
を受ける方は

上限年間
15万円

対象期間

初めて補助金の
交付申請を行った
月から起算して

5年間

対象経費

年度内に返還した
奨学金等

*補助金の交付を受ける年度に市に居住した期間が1年に満たない場合は、
居住期間内に返還した金額
*繰上げ返還等による奨学金等の返還額は、対象外

補助金の対象要件



補助金の申請時に、**次の全ての要件を満たすこと**が必要です。

- 美馬市に住民登録されていること
- 公務員ではないこと
- 高校・大学等の在学中に本人名義で奨学金等の貸与を受けたこと
- 平成28年4月1日以降に奨学金等の返還を開始したこと
- 月賦、半年賦、年賦等により奨学金等の返還を行っていること
- 市税を滞納していないこと
- 暴力団員又は暴力団員密接関係者ではないこと

お問い合わせ先

美馬市 市民環境部 移住・定住促進課

☎ 0883-52-8129

〒777-8577 美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

詳しい情報はWEBで ▶ [美馬市 奨学金](#)

